

緊急治安対策プログラム（平成15年8月 警察庁）より抜粋

1 犯罪抑止のための総合対策

刑法犯認知件数の増加は、ひったくり等の街頭犯罪及び侵入窃盗等の侵入犯罪、少年犯罪、重要凶悪犯罪の増加等によるものであり、国民の身近な場で発生していることから、国民の不安感が増大している。

このような情勢に対応するためには、捜査活動を強化することはもとより、犯罪の発生を抑止することに主眼をおいた取組みが必要となっている。

(1) 街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進

現在、街頭犯罪・侵入犯罪の増勢に歯止めをかけ、発生を抑止するため、「街頭犯罪及び侵入犯罪を抑止するための総合対策」を推進中であるが、さらに犯罪抑止の視点から警察活動を点検し、治安確保のための合理的・効率的な取組みを推進していくことが必要である。また、安全な街づくりや犯罪を許さない環境の醸成等に取り組んでいる地域社会、地方公共団体、関係機関等と連携し、社会の犯罪抑止機能の強化、すなわち「犯罪に強い社会」を目指していくことが必要である。

そこで、次の対策を推進する。

犯罪抑止のための犯罪情勢の分析、情報提供の推進

警察庁に「犯罪抑止対策室」（仮称）を設けるとともに、地理情報等を用いた犯罪情勢の分析やインターネットホームページ等を通じた国民への犯罪情報の提供を推進する。

交番機能の強化

交番勤務員の増員及び交番の配置見直しを行うことにより、交番勤務員の不在が常態化している「空き交番」の解消を目指すとともに、あわせて交番相談員や警ら用無線自動車の活用により、交番に対する支援機能を充実させ、交番機能の強化を図る。

地域警察官による街頭活動の一層の強化

犯罪の多発時間帯、多発地域における執行力を強化し、地域警察官の街頭における職務質問による検挙その他の取締り活動を一層推進する。この場合において、軽犯罪法や条例違反等の違反行為に対する適切な指導取締りを積極的に行う。また、新たに制定された「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」に基づき、適正かつ効果的な取締りを進める。

「安全・安心まちづくり」のためのスーパー防犯灯の整備等

街頭犯罪多発地域等を中心に街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）及び子ども緊急通報装置の更なる整備を推進し、国民の安心感を高める。また、防犯性能の高い建物部品目録の普及を促進する。

地方公共団体、ボランティア等との連携

地方公共団体との連携を強化するとともに、自主防犯行動を促進するため、防犯活動に従事するボランティアや防犯設備士との連携・協力態勢の構築等を図る。

警備業の育成と活用

「犯罪抑止対策室」（仮称）において、国民の自主防犯行動を補完又は代行する警備業を警察の犯罪抑止対策体系に積極的に位置付けるとともに、検定・教育制度の活性化等により、警備業務の種別に応じた専門的な知識及び能力の向上を図る。また、緊急地域雇用創出特別交付金（基金）を活用した警備業者等による防犯パトロール事業を推進する。

（ 2 ）深刻化する少年犯罪への対応

平成14年中の刑法犯検挙人員の約4割、街頭犯罪の検挙人員の約7割を少年が占める。特に、暴走族、非行少年グループ等の非行集団は街頭犯罪等の各種の違法行為を行っており、その解体補導に向けた対策の強化が犯罪抑止を図る上で重要である。

他方、増加する凶悪な少年事件に的確に対応するため、少年事件捜査の効率化等、迅速・的確な捜査の在り方について早急に検討する必要がある。

そこで、警察庁において非行集団対策その他少年非行防止対策に関し、総合的に検討する体制を立ち上げた上で、次の対策を推進する。

非行集団対策の推進

生活安全、刑事、交通の各部門が一体となり、事件検挙の強化、背後の暴力団の取締りはもとより、関係機関、ボランティアとの連携を強化して、少年の非行集団への加入阻止、構成員の離脱支援、立直り支援を強力に推進することにより、非行集団の解体補導を図る。

関係機関等と連携した少年サポートチームの普及促進

少年の立直り対策の推進のため、学校、児童相談所、保護観察所等の関係機関、ボランティアと連携し、各分野における専門的知見や実務経験を有する者により構成される少年サポートチームの普及促進を図る。

出会い系サイト対策の推進

新たに制定された「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」に基づき、いわゆる出会い系サイトに係る少年の犯罪被害の防止、少年の規範意識の向上等を図る。

少年問題に関する共同研究

関係省庁による共同研究チームを設置し、警察、学校、児童相談所等と情報を共有することにより、諸対策や地域社会への情報還元に資する仕組み作りを検討する。

少年事件捜査の効率化に向けた検討

関係機関との連携により、捜査書類の簡素化等増加する少年事件捜査に効率的に対応するための方策について検討を進める。

（ 3 ）重要犯罪等に対する捜査の強化

重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦、略取・誘拐、強制わいせつ）の認知件数は、この10年間で2倍以上に増加し、国民に不安を与えている一方、犯罪の広域化・スピード化等によって捜査は困難になっている。また、いわゆるヤミ金融事犯の被害が急増し、大きな社会問題となっているほか、知的財産権侵害事犯の取締りも喫緊の課題となっている。

こうした犯罪を確実に検挙し、国民の不安を解消するため、次の対策を推進する。

自動車ナンバー自動読取システム等の整備等

広域化・スピード化する重要凶悪犯罪等に対応するため、自動車ナンバー自動読取システム等の整備を推進する。また、盗難・偽変造ナンバープレートを付けた車両が犯罪に用いられることが多いことから、効果的な盗難・偽変造防止対策が講じられるよう、関係機関に働きかける。

高度な捜査力を有する部隊の広域的展開等の推進

人質立てこもり事件が発生した場合等に、警察庁の指示により警視庁、大阪府警察の専門部隊を派遣し、発生県対応部隊と合同で事件に対処する。また、連続通り魔事件等の国民が著しく不安を感じている重要凶悪犯罪を早期に検挙するため、警察庁において科学技術を用いた新たな捜査手法を早急に確立する。

高度なDNA型鑑定を導入及び積極的活用

新たな鑑定法を用いた高精度のDNA型鑑定に係る資機材を全国警察において犯罪捜査に積極的に活用していく。

プロファイリング（犯人像等の推定）の導入

犯罪の増加や凶悪化に適切に対応するため、新たな捜査手法として、犯罪の統計分析や地理分析に基づくプロファイリング（犯人像等の推定）の導入を促進する。

ヤミ金融事犯の取締りの強化等

ヤミ金融事犯については、集中取締本部等を設置し、改正貸金業規制法及び改正出資法に基づく厳正な取締り等を推進する。また、知的財産権侵害事犯等の不正流通対策を強化するための諸対策を推進する。

2 組織犯罪対策と来日外国人犯罪対策

犯罪情勢悪化の要因の一つに、来日外国人組織による犯罪、組織的なけん銃及び薬物の密輸・密売事件、暴力団による犯罪など、組織を背景として行われる犯罪の深刻化がある。特に、来日外国人犯罪の検挙件数は、過去10年間で約2倍と急激に増加し、凶悪化・組織化も進んでいる。

これらの組織は、相互に複雑かつ緊密に連携しつつ犯罪を敢行していることから、組織に打撃を与え、攻略することを主眼として、次の対策を推進する。

組織犯罪情報の集約と共有、戦略的な捜査調整

警察庁に組織犯罪対策部（仮称）を設け、暴力団対策、来日外国人犯罪対策、銃器対策及び薬物対策の各部門を統合し、同部の指導による情報収集を行うとともに、同部に犯罪組織情報官（仮称）を設け、情報の集約、分析及び共有を推進する。また、同部において集約された情報に基づいた戦略的な捜査調整を行う。

暴力団の代表者等に対する責任追及の徹底

暴力団員の違法行為について当該暴力団の代表者等の責任を追及し、暴力団被害者の救済を充実させるための法制の整備を検討する。

新たな捜査手法の検討

外国の刑事法制や捜査実務を参考にしつつ、おとり捜査、コントロールド・デリバ

リー、潜入捜査等の高度な捜査技術や捜査手法について具体的に研究し、その導入・活用に向けた制度や捜査運営の在り方を検討する。

入国管理局等と連携した諸対策の推進

新宿歌舞伎町を始め、組織犯罪、来日外国人犯罪の拠点となっている地域について、入国管理局や地方公共団体と連携しつつ重点的な取締り等の諸対策を推進し、拠点の壊滅を目指す。

中国公安部との協力による犯罪対策

日中治安当局間において、国際犯罪組織の共同摘発や中国に帰国した被疑者に対する国外犯規定の積極的活用等個別の犯罪捜査における協力を更に推進する。

事前旅客情報システム（APIS）の整備

警察、入国管理局、税関が航空機の旅客情報を共有し、犯罪捜査等に活用するための事前旅客情報システム（APIS）について、ハードウェアの整備、ネットワークの構築等を行い、平成16年度中に運用を開始する。